

グローバル・ガバナンス学会
第11回研究大会

報告要旨集

主催：グローバル・ガバナンス学会
後援：東京外国語大学国際関係研究所

*参加費について

- すべてのセッションを学会員のみならず、非会員の方にも公開いたします。
- なお参加費に関しては、学会員は無料です。非会員の学部学生は、学生証の提示をもって参加費無料といたします。
- 一般の非会員の方は、500円をお支払いいただきますようお願いいたします。ただし、「市民公開セッション」のみ参加の場合は無料です。

*会費未納の方へのお知らせ

- 研究会・受付でも年会費の納入を受け付けます。
- 次の口座に年会費をお振込みくださっても結構です。

ゆうちょ銀行
00930-9-128155
グローバル・ガバナンス学会

*学内アクセス

- 地図9番の研究講義棟が会場です。
- 地図8番の学生会館に生協食堂があります。



グローバル・ガバナンス学会 第11回研究大会のご案内

第11回グローバル・ガバナンス学会研究大会のプログラムのご案内です。

今回の共通論題は「ユーラシアの変動とグローバル・ガバナンス構築」です。いわゆるパワー・シフトやパワー・トランジションという言葉が使われ始めて10年近くになります。その最たる要因は中国の台頭ですが、それは今世紀に入ってから大きな脅威としてとらえられていました。ヨーロッパではリーマンショック後、フランスの著名なアジア研究者フランソワ・ゴドマンが指摘したように、「21世紀の『敗者』はヨーロッパと日本だ」と言われるほどベシミズムが強くなりました。

2012年以後の習近平主席の「中国の夢」、そして「一帯一路」構想の提唱は日本ではAIIB（アジアインフラ投資銀行）の話にばかり偏って議論されますが、ユーラシア全体、そして北極海航路を含む壮大な勢力圏構想として世界では捉えられています。その意味で地政学的なアプローチが隆盛ですが、現在のユーラシア情勢を従来のパワーポリティックス的な権力闘争の場として注視するだけでは十分ではないと思われます。そこには広義のグローバル・ガバナンスにつながる国際制度・規範の構築の発想が不可欠です。私見ですが、そこに日本外交の介入する余地がもっと出てくると思います。今回はそうした観点から共通論題を考えてみました。

共通論題のゲストとして日米関係をはじめ日本研究のアメリカにおける第一人者マイク・モチヅキ教授（ジョージ・ワシントン大学）、OSCEに関するパネルのゲストとしてヤン・プレジンガー大使（OSCE）に来日いただきました。

また今回は自由公募された会員の数も増加し、グローバル・ガバナンス学会にふさわしい広範なテーマのセッションが開催されます。会員の皆様の積極的なご参加を心から期待する次第です。どうぞよろしくお願い致します。

グローバル・ガバナンス学会会長
渡 邊 啓 貴

5月12日(土)

午前の部会セッション(10:00-12:00)

部会1. リージョナリズムをめぐる課題(自由論題部会)

会場: 104 教室

- ・ 武田健(東海大学)「EU 条約改正のために回避すべき国民投票—リスボン条約交渉の考察—」
- ・ 河越真帆(神田外語大学)「パリ協定後の国際航空分野における排出量取引制度」
- ・ Shu Min (Waseda University) "Anticipating China's Rise and the New Trend of Regionalism in East Asia"
- ・ 司会者兼討論者: 坂井一成(神戸大学)

部会2. 国際社会における規範の再検討

会場: 105 教室

- ・ 軽部恵子(桃山学院大学)「国家が人権規範を受容する過程—国連女性差別撤廃条約と日本の国内適用に関する事例研究—」
- ・ 竹内雅俊(東洋学園大学)「国内裁判所を通じた規範のグローバル化の様態」
- ・ 本多美樹(法政大学)「国際秩序の安定化のための平和構築活動を考える—価値規範の共有をめぐる多様なアクターの関与と調整に注目して—」
- ・ 討論者: 廣野美和(立命館大学)
- ・ 司会者: 宮下大夢(早稲田大学)

学内生協食堂が11時半から13時半まで本学会のために特別に開店していますので、是非ご利用ください。

午後の部会セッション (13:00-15:00)

部会 3. Process and Prospects of OSCE for Regional Governance

会場：101 教室

- ・ Ambassador Jan Plešinger (OSCE), “Historical Role of OSCE in Regional Governance: Challenges in the Past, Present and Future”
- ・ Noboru Miyawaki (Ritsumeikan University), “Why does Mongolia Need the OSCE ?”
- ・ Masataka Tamai (Tohoku University of Community Service and Science), “Un' Protected Minority and OSCE: The Myth of HCNM and its Limitation”
- ・ Discussant: Gen Kikkawa (Hiroshima Peace Institute, Hiroshima City University)
- ・ Moderator: Motoko Shuto (University of Tsukuba)

共通論題 1. (15:10-18:00) ユーラシアの変動とグローバル・ガバナンス構築 (市民公開セッション)

会場：101 教室

共通論題基調講演 (15:10-16:10)

- ・ Mike Mochizuki (George Washington University) "The Evolving US-Japan-China Strategic Triangle: Implications for Regional Security Order"
- ・ 司会者兼討論者：菅英輝（京都外国語大学）

共通論題パネル (16:10-18:00)

- ・ 山本武彦（早稲田大学）「ユーラシア地戦略の相克とグローバル・ガバナンスー connectography との関連でー」
- ・ 浅野亮（同志社大学）「『一帯一路』が目指すユーラシアの秩序：『中華秩序』への路程？」
- ・ 討論者：Mike Mochizuki (George Washington University)
- ・ 司会者兼討論者：渡邊啓貴（東京外国語大学）

5月13日(日)

午前の部会セッション (9:30-11:30)

部会 4. ヨーロッパ統合の東方フロンティア (自由論題部会)

会場：104 教室

- ・ 石井雅浩 (一橋大学) 「EU エネルギー同盟とグローバル・エネルギー・ガバナンス」
- ・ 山上亜紗美 (立命館大学) 「EU の近隣諸国政策における人権—対ウクライナ政策を事例に—」
- ・ Maria Shagina (Ritsumeikan University) "Japan's Sanctions against Russia and its Implications for US & EU Sanctions Unity"
- ・ 司会者兼討論者：東野篤子 (筑波大学)

部会 5. 「保護する責任」の概念のフロンティアの拡大

会場：105 教室

- ・ 政所大輔 (神戸大学) 「日本の国連外交と規範の内面化—保護する責任を事例に—」
- ・ 秋山肇 (日本学術振興会・国際基督教大学) 「非国家主体による無国籍の予防規範の推進—歴史的視点から—」
- ・ 中山裕美 (東京外国語大学) 「難民ガバナンスにおける『保護する責任』の実践—国家・市民社会の関係から—」
- ・ 討論者：小松志朗 (山梨大学)
- ・ 司会者兼討論者：畠山京子 (関西外国語大学)

総会 (11:30-12:15)

会場：101 教室

ランチ懇親会 (12:15-13:50)

会場：生協食堂ホール

会費：2500 円

* 研究大会参加の事前登録の際に受け付けておりますが、当日、研究大会の受付でもお申し込みいただけます。皆さまの積極的な参加をお待ち申し上げます。

共通論題 2. (14:00-16:00) ユーラシアの制度構築をめぐる考察 (市民公開セッション)

会場：101 教室

- ・ 蓮見雄 (立教大学) 「欧州近隣政策 (ENP) の波及と課題」
- ・ 平川幸子 (早稲田大学) 「中国イニシアチブの発展過程：SCO と CICA の事例」
- ・ 湯浅剛 (広島市立大学) 「ロシア主導地域統合プロセスの制度的展開」
- ・ 討論者：松井康浩 (九州大学)、福田耕治 (早稲田大学)
- ・ 司会者：大矢根聡 (同志社大学)

部会 1. リージョナリズムをめぐる課題（自由論題部会）

EU 条約改正のための回避すべき国民投票—リスボン条約交渉の考察—

武田健（東海大学）

政府間交渉の場において、各国政府は通常、自分たちの利益を追求、擁護するための交渉結果を得ることを目指す。しかしながら、加盟国間の協力が高度に制度化されている EU の場合、各国は自分たちの利益の追求のための行動に一定の抑制をかけ、そのかわりに EU 全体としての集目的目標を達成できる交渉結果を生み出すべく、協調的な行動をとる時がある。

本報告ではまず、EU のリスボン条約の交渉・批准の過程に焦点をあて、各国政府がとった合意形成と批准達成のための協調行動の具体例を示す。その上で、なぜ、どのような意識から、各国政府はそのような協調行動をとったのかについての考察を提示する。分析対象としたのは、フランス、オランダ、デンマーク、イギリスの 4 カ国の政府の行動である。これらの 4 カ国の政府は国内に、リスボン条約の批准のために国民投票を実施すべしと主張する勢力を抱えており、その主張に一理あると認識していた。しかしこれらの国々は国民投票を実施するとこの新条約が否決される可能性を考慮し、議会において批准することを条約交渉が始まる前から決めていた。その上で新条約の策定と批准を成功させるべく、様々な協調的な行動をとった。

これらの 4 カ国は、なぜ、どのような意識から、リスボン条約の策定と批准を優先させる協調行動をとったのか。この問題に対する答えとして、本報告は、各国政府の交渉担当者（「フォーカル・ポイント」と呼ばれる）や外務省の EU 問題の担当官へのインタビュー調査をもとに、次の 2 点を主張する。第 1 に、EU が集目的に設定した新条約の策定という目標に対して、強い同調圧力が働き、その結果として、上記の 4 カ国は条約策定と批准達成を優先させなければならないという意識に駆られたという点である。国民投票の回避もそのような意識からとった行動である。第 2 に、各国政府の交渉者の中には、EU という枠組みの中で生まれる交渉結果には必然的に、自国の国益になる部分とそうならない部分が出てくるという意識も浸透していた。この意識ゆえに、国益の追求に過度に固執せず、一定程度、合意形成や批准達成を重視した行動をとったのである。

本報告は、EU の中で作用する同調圧力や合意形成のために自己抑制的な行動は、EU の民主的正当性という観点から、どのように評価されるべきなのか、その規範的含意を指摘し、締めくくられる予定である。

部会 1. リージョナリズムをめぐる課題（自由論題部会）

パリ協定後の国際航空分野における排出量取引制度

河越真帆（神田外語大学）

運輸部門の中でも、国際航空は国際海運と並んで地球温暖化対策の新枠組みであるパリ協定（2015年12月開催のCOP21で採択）の枠外に置かれ、それぞれの部門別協議の対象とされた。国際航空の場合、航空機が排出する二酸化炭素（CO₂）が国境をまたいでいることから、どこの国にその責任を負わせるかが未定となっていたからである。そのため、国際航空での温暖化対策に関しては、国際民間航空機関（ICAO）の決定を待つこととなった。

パリ協定調印（2016年4月22日）後の10月6日開催のICAO総会において、この問題はようやく決着をつけた。ICAO加盟191カ国がCO₂を規制する国際的な枠組みに合意し、グローバル・レベルでの国際航空分野の排出量取引が、いよいよ開始される運びとなったのである。航空機が排出するCO₂を2020年水準から増やさないことを目指し、超過した分は航空会社に排出量購入を義務付ける内容となった。2021年から26年にかけては自発的な参加を促し、その後の2027年から2035年にかけては、例外を設けるものの、主要な加盟国が義務的参加をすることと決められた。効率性の高いエンジン搭載の新型航空機や代替燃料の導入、運航状況の改善など排出量抑制の努力を継続することに加えて、市場メカニズムに基づく新ルール（Global Market-Based Measures: GMBM）の導入が全会一致で採択された。

一方、リージョナル・レベルにおいて、ICAOより先に航空分野での排出量取引を実施してきたのがEUである。2005年にスタートしたEUの排出量取引（EU-ETS）の対象を航空分野にまで広げたのは2012年以降であった。EU域内で運航する航空機に国内航空と国際航空の区別を問わず排出量を割り当てようとして、EUはアメリカや中国などから猛反発を受けた。そのため、国際航空に関してこの措置は一時凍結となり、EU-ETSはEU域内で発着する航空機のみを対象とすることとなった。EU内外を結ぶ国際航空に関しては、ICAOでの最終的な決定を待たねばならなかった。

本報告では、先行したEUというリージョナル・レベルでの議題設定と、ICAOによるグローバル・レベルでの排出量取引制度採択の事例を通じて、国際制度形成のメカニズムを探求する。

部会 1. リージョナリズムをめぐる課題（自由論題部会）

Anticipating China's Rise and the New Trend of Regionalism in East Asia

Shu Min
Waseda University

In the last decade (esp. after mid-2000s), China has turned itself into a de facto assembly line of the manufacturing production networks in East Asia. This allowed China to be 'double embedded' in the regional and world economy. On the one hand, China has become the leading trade partner of major East Asian economies, contributing to the growth of regional economy. On the other hand, as China integrated into the global value chains, its trade dependence on East Asia has been less important. The anticipation of China's rise led to several regional initiatives that aimed to dilute the Chinese influences on regional affairs in East Asia. These initiatives ranged from the regional institutional platform of East Asian Summit (EAS) to the mega-trade deal of Trans-Pacific Partnership (TPP). Meanwhile, China put forward its own mega-regional proposals of the 'Belt and Road Initiative' (BRI) and the Asian Infrastructure Investment Bank (AIIB). Notably, none of these regional initiatives focuses exclusively on East Asia. This paper uses the analytical framework of anticipatory governance to examine the new trend of 'regionalism without East Asia' in regional trade liberalization, development financing and institutional cooperation.

部会 2. 国際社会における規範の再検討

国家が人権規範を受容する過程 —国連女性差別撤廃条約と日本の国内適用に関する事例研究—

軽部恵子（桃山学院大学）

国際人権条約を制定するのは、制定会議に参加する主権国家である。一方、国際人権条約の国内適用を監視するのは、条約であらかじめ規定された委員会である。各委員は締約国の出身であるが、個人の資格で選出され、締約国の定期報告を審議する。また、締約国代表との対話を通じて、条約の条文に関し実質的な解釈を示すことが少なくない。会期末に委員会が発表する総括所見は、締約国が改善すべき点を率直に指摘する。総括所見に法的拘束力はないが、指摘事項に対する取り組みは人権条約の義務履行に不可欠である。この国家報告制度というプロセスを通じて、人権条約の趣旨と規定が締約国の規範として制度化され、定着し、ひいては、国際人権条約に含まれた規範がグローバル化していく。

ところで、総括所見の指摘事項が締約国において十分取り組まれない例も多い。その理由は、総括所見が法的拘束力を有しないからとは限らない。なぜなら、委員会の指摘を受け積極的に取り組む締約国も少なくないからである。したがって、国際人権条約の国内実施を阻む要因、ひいては人権規範のグローバル化を阻む要因を解明するには、条約批准の経緯、批准後に変化した（あるいは変化しなかった）国内の規範、締約国の対応、国内 NGO の活動などを包括的・俯瞰的に検討する必要がある。

本発表では、国際人権条約の国内適用に関する事例研究として、日本が 1985 年に批准した国連女性差別撤廃条約を取り上げる。条約批准から 30 余年が経つが、日本の女性およびジェンダーの状況に対する国際的な評価は依然として低い。その理由を探るべく、条約批准の経緯、過去 6 回の定期報告審議で指摘された問題点、および日本政府の対応（法制定、政策、啓発活動など）を考察する。条約が規定する女性差別撤廃は多岐にわたるが、ここでは、女性が社会で自立するために必要不可欠な条約第 11 条（雇用における差別撤廃）を取り上げる。さらに、2002 年設立の NGO 連合体「日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク」が、日本政府と国連女性差別撤廃委員会に対して行ってきたロビイング活動とその影響も考察する。

最後に、雇用における女性差別撤廃には、国際人権法や労働法を超えた幅広い研究分野の連携が必要である。具体的には、政治学、政策過程論、マクロ経済学、行動経済学、社会学、歴史学、文化人類学などが挙げられる。これら分野の緊密な連携によって、日本社会の中で複雑に絡み合う人権規範普及の阻害要因を特定し、女性差別撤廃条約のより良い国内適用、ひいては日本におけるジェンダー平等を実現することが可能になるであろう。

部会 2. 国際社会における規範の再検討

国内裁判所を通じた規範のグローバル化の様態

竹内雅俊（東洋学園大学）

国際関係論および国際法学では、規範の設定および共有を原則として国家間の現象としてとらえてきた。このような視点より論点となるのは、政府間交渉の帰結としての規範の拘束力であり、国際法の国内実施ないし国際裁判所と国内裁判所の関係にかかわる問題である。しかし近年においては、法的義務がないにもかかわらず、国内裁判所が外国裁判所の判例および解釈基準を参照する事例が散見される。これまでとは異なる司法機関同士による「横のグローバル化」が主張されるようになってきた。

本報告では、主として 2003 年 6 月 26 日 *Lawrence v. Texas* 合衆国最高裁判所判決以降のアメリカ国内の司法のグローバル化言説の展開を検討する。このような司法のグローバル化（transjudicial communication, legal globalization, judicial dialogue）は、米国最高裁のなかでは、ブライヤー判事、ギンズバーグ判事、オコナー元判事などが中心的な推進者であり、外国や国際裁判所での他国の経験が場合によっては米国においても有益な知見をもたらすと考える。こうした視点から主題として取り上げられてきたものは、権力分立、連邦主義、個人の基本的権利など多くの憲法訴訟が含まれる。また、これに対して、激しい抵抗が国内の法学者および政治家より沸き起こっている。

こうした国内の現象に対して、本報告では、アン・マリー・スローターのリベラル国際主義、またはトランスガバメンタリズムの立場から分析を行い、最後にこうした現象がアジアで発生しにくいというリージョナル・ヴァリエーションの問題を検討する。

部会 2. 国際社会における規範の再検討

国際秩序の安定化のための平和構築活動を考える — 価値規範の共有をめぐる多様なアクターの関与と調整に注目して —

本多美樹（法政大学）

本報告は平和構築活動において国際社会が秩序の回復と維持のために共有を進めてきた法や価値規範の重要性とそれらを共有することの難しさについて、活動に関与する様々な行為主体（アクター）に注目して考察する。紛争状態から脱し、平和を構築するプロセスにある当該国の存在は国際社会にとっては不安定な要因である。そこで、秩序の安定化のために、当該国とは異なる「社会」の国際社会が共通の法や価値規範を当該国に共有するよう求め、普遍的な価値規範に基づいた仕組み作りを指導してきた。特に冷戦後の国際社会は自身を普遍的に統一された共同体とみなしており、各々の国内社会と国際社会の両者を貫徹する価値規範を強調する傾向が強い。平和構築活動においても同様であり、国際社会は共通の価値規範に基づいて様々な形態の司法制度の導入や技術的な支援を試してきた。平和構築活動が展開される多くの国は発展途上であることから、当該国のオーナーシップに配慮はするものの、実際には、当該国以外のアクターが主導して支援を行っている。よって、紛争後の社会を再構築するうえでの基盤を成す法や価値規範は外から持ち込まれることになる。しかし、現在では平和構築活動に携わるアクターが多岐にわたり、それらのアクター間ですら共通の価値規範を共有することはより困難になってきた。本報告では、国連によって進められてきた法の分野の制度づくりと、価値規範の伝播について整理した後、価値規範が当事国も含む関連アクターにどのように共有されているのか、あるいはされていないのかに注目する。

部会 3. Process and Prospects of OSCE for Regional Governance

Historical Role of OSCE in Regional Governance: Challenges in the Past, Present and Future

Jan Plešinger

Head of OSCE Documentation Centre in Prague

Regions and regionalism have become important features of world politics, specifically in a **multi-polar international system**. A regional organization can be defined as an international organization composed of three or more geographically proximate states having a continuous institutional framework. There have been two waves of regionalism in the post-World War II period thus far. The more recent one of these started in the 1990s, and has been characterized by a **proliferation of regional and sub-regional organizations**. The Organization for Security and Cooperation in Europe (OSCE) is the largest **regional security organization** in the world. It is engaged in early warning, conflict prevention, crisis management, and post-conflict rehabilitation.

The OSCE maintains a cooperative and comprehensive approach to security, dealing with a variety of security-related matters, including arms control, preventive diplomacy, confidence- and security-building measures, human rights, democratization, election monitoring, and economic and environmental security. Regional organizations such as OSCE have a comparative advantage through their **knowledge of regional specificities**. Relations between the OSCE and regional organizations beyond the OSCE area have gained momentum in recent years. There has been considerable interest from these organizations to learn more about the OSCE and its norms and principles.

In Europe, the conflict in and around Ukraine continues to be a major source of tension and instability. It is shifting the continent's decades-old security paradigm, marking the **return of geopolitics** on our agenda and challenging our model of co-operation. At the same time, crises in the wider Mediterranean region, including protracted unrest in Iraq, Syria and Libya and the rise of brutal non-state actors like ISIS, have negative security reverberations in Europe and other neighbouring regions. Increasingly frequent terrorist attacks are seriously affecting our security environment and making it much more unpredictable.

In the face of such challenges, as well as growing transnational and global threats, **regional organizations like the OSCE must step up their efforts to co-operate more effectively to maintain peace and security**. As the world's largest regional security organization under Chapter VIII of the UN Charter, the OSCE firmly supports international efforts to maintain peace and security by providing a strong link between European and global security. Thus **OSCE plays a crucial role in regional governance** both on large scale as well as in smaller regions stricken by conflicts. OSCE needs to find ways to revitalize the role of regional arrangements under Chapter VIII of the UN Charter.

部会 3. Process and Prospects of OSCE for Regional Governance

Why does Mongolia Need the OSCE ?

Noboru Miyawaki
Ritsumeikan University

Mongolia, one of the landlocked countries, needs to access to the sea via Russia or China for trading and depends on security environment of the two eternal neighborhoods. This means Mongolia is left without a direct gateway to the world and multilateral security without neighborhood. In North East Asia including Mongolia, the idea of multilateral security framework has been argued from many sides. However, almost all of these ideas have not actually been promoted in the past decades. From the viewpoint of security and connectivity, the OSCE which had much experience to argue security environment, might promote Mongolia to become a more stable country.

In this presentation, I define the new type of Finlandization, then I analyze the current situation in Mongolia, who has once defined itself as a neutral state, and started studying the possibility for a new official dialogue, which led to a conference entitled “Security Perspectives of Central and Northeast Asia: Ulaanbaatar as a New Helsinki,” in 2008. In 2012, Mongolia became the 57th participating state in the OSCE. The OSCE expanding eastward means the political setting for security dialogues geographically expanded for the first time in the history of the CSCE/OSCE as the PSCBM instrument.

部会 3. Process and Prospects of OSCE for Regional Governance

“Un” Protected Minority and OSCE: The Myth of HCNM and its Limitation

Masataka Tamai

Tohoku University of Community Service and Science

One of the most successful stories in the CSCE/OSCE process is the establishment of High Commissioner on National Minorities (HCNM) and his or her activities. Through the activities of the HCNM and other European Organizations such as Council of Europe and European Union, the minority protection regime has been established in the European Continent. HCNM can play an important role to prevent conflicts originated by the conflict between minority groups and the government concerned. As a result, the mechanism makes the minority protection regime in Europe.

However, the regime is only focused on the “National” minorities, not “all” minorities. For example, Hungarian Minority and Romani People live in Slovakia. Both are minorities because of their population. Although Hungarian-Slovakian minorities are protected by the international treaties or bilateral treaty such as the Friendship Treaty between Slovakia and Hungary, Romani people are not protected by any bilateral treaties. Although some multilateral treaties such as European Convention on Human Rights, Framework Convention on National Minorities have a role to establish minority regimes in Europe, Romani people sometimes are excluded by these regimes.

In this presentation, I will focus on the Romani people as one of the “un” protected minorities and point out the limit of the minority regime in the OSCE.

共通論題 1. ユーラシアの変動とグローバル・ガバナンス構築（市民公開セッション）

ユーラシア地戦略の相克とグローバル・ガバナンス —connectography との関連で—

山本武彦（早稲田大学）

国際システムが主権国家体系としての構造的属性を基調とする限り、国々の政策決定者、は、好むと好まざるとにかかわらず、国力と国益の追求を statecraft の基軸に据え続けるであろう。今なお国家の大戦略（grand strategy）は、その国の置かれている地理空間に大きく影響されて形成される。国家の大戦略がしばしば地戦略（geo-strategy）という表現で語られるのは、この点を反映しているからにほかならない。本報告では、ユーラシアの広大な地理空間で演じられている大国間の相互作用を描き出すに当たって地戦略概念を用い、国々の大戦略としての地戦略を、地政学と地経学の合成概念と位置づけ、これら二つの基本概念を包摂する概念と捉える。と同時に、両者を接続する概念として地技学（geo-science and technology）という概念を位置づけ、そのうえで古典地政学でいうハートランドとリムランドを包摂するユーラシアでの大国間相克の現状を描き出す。

他方、ユーラシアのアジア部とヨーロッパ部で進む域内・域外との接続性（connectivity）システムの形成力学が地理的空間を超えて作動する実像を connectography という新しい概念を用いながら描き出し、それがユーラシアを貫通するガバナンス・システムにどのような影響を及ぼしているかという点について考察する。

IT 革命に促されて、サイバー空間が国家社会や市民社会を瞬時に交雑させる機能を果たしつつある現在、モノ・人・カネ・技術の移動と伝播はグローバルな接続性革命（connectivity revolution）の進行を促してやまない。このような状況が、今後どのように国々の地戦略的相互作用とグローバル・ガバナンスの相貌の変化に影響を及ぼすかという点について検討を試みる。

共通論題 1. ユーラシアの変動とグローバル・ガバナンス構築（市民公開セッション）

「一帯一路」が目指すユーラシアの秩序：『中華秩序』への路程？

浅野亮（同志社大学）

中国のユーラシア政策は大きなテーマであるが、中国の対外政策の一部を形成するに過ぎない。中国の「一帯一路」（陸の「シルクロード経済ベルト」と海の「21世紀海上シルクロード」からなる）構想は、ユーラシア政策と密接に関係しているが、地理的範囲は欧州や東南アジア・南アジア・アフリカに及んでいて、ユーラシアを超えている。機能面では、中国の対外政策の基軸である米中関係や、「周辺外交」、それに上海協力機構を含む地域メカニズムなどと連動してきた。内政とも連動している。

「一帯一路」は、2014年11月に習近平が提唱したとされる。それまでの習近平演説に含まれた表現を組み合わせて作られた。2012年11月に中国共産党総書記に就任した習近平による対米「新型の大国関係」政策の推進（胡錦濤政権末期から既に）、そして2013年11月の「周辺外交工作座談会」の後である。最初は実質的内容に乏しかったが、2017年5月の「一帯一路」サミットの頃までにはかなり内容も整備され、大々的に宣伝され、2017年10月の党大会における習近平の権力集中を後押しした。肉づけの作業は引き続き続いている。

2016年6月には、「一帯一路」と「ユーラシア経済連合」との連結が中露首脳によって合意された。2017年11月には北極海も含められ「氷上シルクロード」と名づけられた。中国側は主に経済政策としての側面を強調し、これが「ウインウイン」としてきた。安全保障の側面は表面上目立たないが、中露など二国間また「上海協力機構」のような多国間枠組みにおける軍事協力があり、実質的にリンクしている。

「一帯一路」は実質的に少なくとも経済と軍事の二つが組み合わされている枠組みである。「一帯一路」は、中国が軍事的に展開しつつある地域や海域で進められ、中国経済に必要な海外市場を確保し、エネルギーや資源（食糧を含む）を入手する。しかし、「一帯一路」はそれ以上の内容を持つ。すなわち、輸送や通信のハードのインフラの提供、さらには中国標準の規格の定着により、中国の高度技術産業の安定した市場を逐次形成し、さらに AIIB（アジアインフラ投資銀行）など中国の主導で設立した国際的金融組織を足がかりに人民元の国際決済を徐々に広めることによって中国中心の地域的金融システムを構築する方向性を持つ。また、アメリカの反対を押し切った AIIB や「一帯一路」への西欧先進国を含む国々の参加は、中国の国際的パワーの飛躍的な増大を印象づけ、中国の「大国外交」の演出と展開に大きく影響した。

（引用文献は全て省略した）

部会 4. ヨーロッパ統合の東方フロンティア（自由論題部会）

EU エネルギー同盟とグローバル・エネルギー・ガバナンス

石井雅浩（一橋大学）

2018 年を迎え EU（欧州連合）のエネルギー同盟は提案からおよそ 3 年を経過した。エネルギー同盟は 2014 年にトゥスク・ポーランド首相（当時）が取りあげ、ユンカー欧州委員会委員長の優先政策として採用された。そして、欧州委員会は 2015 年 2 月に『エネルギー同盟戦略』を発表した。同戦略に示された 3 つの目的と 5 つの側面からなるエネルギー同盟は、15 の行動項目と 43 のイニシアティブを掲げている。

本報告はエネルギー同盟を掲げて以降、EU がグローバルなエネルギー・ガバナンスへ関与する取り組みの過程をマルチレベル・ガバナンスの視座から検討する。エネルギー政策も他の EU 政策領域と同様にマルチレベル・ガバナンスが実践される領域である。EU 諸機関や加盟国は、コンサルタントや利益団体、地方政府、非政府組織（NGO）、域外アクター、さらにはエネルギー企業やインフラ提供者といった多角的なステークホルダー間の恒常的な相互作用を経て、政策を立案し、実施している。

グローバルなエネルギー・ガバナンスは、気候変動枠組条約に代表される環境ガバナンスと異なり、地球規模の枠組みを欠き断片化している。それもあり、EU にとり共有権限分野であるエネルギー政策を対外的に収斂させていくことは難しいとされる。一方で、EU はエネルギー憲章条約（ECT）やエネルギー共同体（EnC）等の枠組みへの関与により、域内エネルギー市場の自由化に関わる諸規則の射程を限定的な面もあるもの域外へ拡張している。そこで、本報告ではエネルギー同盟が EU と ECT や EnC、また第 3 国との関係に及ぼした影響を検討する。

本報告では第 1 に、エネルギー同盟に関わる一連の政策文書を概観し、特に対外政策に関わる項目を把握する。第 2 に、それら項目への取り組みの展開を EU 諸機関や各ステークホルダーの公開文書や先行研究の議論を交えて検討する。最後に、EU のエネルギー規制と域外関係の現状について事例を交えて論じる。

部会 4. ヨーロッパ統合の東方フロンティア（自由論題部会）

EU の近隣諸国政策における人権—対ウクライナ政策を事例に—

山上亜紗美（立命館大学）

本報告は、EU の対外政策における人権に対する言及を明らかにする。具体的には、EU の対外政策における人権の尊重に関する重要性と人権の尊重に関する言及にはどのような特徴があるのか、また対象国への影響を整理する。分析の事例として、EU の対ウクライナ政策を取り上げる。ウクライナを事例とする理由としては、EU の対外政策の一環である連合協定がウクライナ動乱の引き金となったことが挙げられる。

EU は冷戦の終結以降、旧東側諸国を含めた中東欧地域への加盟国拡大を行った。その象徴と言えるのが 2004 年の第五次拡大である。加盟国はエストニア、ラトヴィア、リトアニア、チェコ、スロバキア、キプロス、マルタ、ハンガリー、ポーランド、スロベニアである。加盟国拡大により、同時に加盟国と周辺国の境界線が東に移動した。しかし、同時に EU 内部では加盟国の経済発展の水準の格差に由来する矛盾や軋轢による「拡大疲れ」が生じていた。それゆえに、EU は 2004 年から周辺国に対して「加盟なき拡大」政策を実施した。EU のウクライナに対する「加盟なき拡大」政策は、2004 年以降欧州近隣諸国政策の枠組みにおいて実施されている。また、2008 年以降は欧州近隣諸国政策の枠組みの中で、近隣の旧ソ連地域を対象国とした東方パートナーシップを実施している。東方パートナーシップの目標として連合協定の締結が掲げられていた。欧州近隣諸国政策は EU 条約 8 条 1 項の規定に基づいて締結されており、EU の価値として人権の尊重を挙げることができる。欧州近隣諸国政策の一環として、例えば EU とウクライナの間で締結した EU-ウクライナ行動計画では、EU はウクライナに対して公共放送における報道の自由に関する改革や囚人の処遇の改善について改善するように求められた。

本報告では、EU の対ウクライナ政策において、人権の尊重はどの程度重要視されていたのかを対ウクライナ政策の変遷から分析する。

Japan's Sanctions against Russia and its Implications for US & EU Sanctions Unity

Maria Shagina
Ritsumeikan University

Solidarity and unity of sanctions is extremely important, as it predetermines the effectiveness of punitive measures. A coordinated approach multiplies political and economic leverage, by winning the support of third countries. Jointly elaborated and well-aligned sanctions ensure cohesive design, equal interpretation and effective implementation thereof. Working in unison in itself can send a very powerful message to a target to deter it from further actions or alter its behavior. Paradoxically, it is often not the sanctions alone, but a comprehensive strategy of united sanctioning countries that is decisive in achieving the foreign policy goals.

Showing solidarity with G7 countries, Japan imposed sanctions on Russia over the Ukraine crisis. The Ukraine crisis had a bad timing for the Abe government which occurred in the process of reinvigoration of Japan-Russia relations. Under the US pressure, Japan imposed sanctions, albeit symbolic and limited in scope. Looking beyond its effectiveness, this contribution examines the multiple signals of Japan's sanctions and their impact on US and EU sanctions unity. This contribution focuses on 1) what are the loopholes between Japan's and other G20 countries' sanctions such as Canada and Australia? and 2) what implications do Japan's weak sanctions have on G7 countries' solidarity?

In comparison with US and EU sanctions, Japan's measures are limited in scope. The sanctions list targeting Russian high officials was never made public, whereas sectoral sanctions excluded the energy and defence sectors. The introduced financial restrictions were toothless, as there are no significant assets owned by Russian individuals in the Japanese banks. Moreover, since December 2014 Japan did not update or adjust its sanctions vis-à-vis the development of the Ukraine crisis. In contrast to Japan, Canada and Australia imposed comprehensive sanctions in line with US and EU measures, despite being geographically distant from the conflict and having low economic relations with Russia.

Nonetheless, unlike US and EU sanctions, Japan's sanctions reveal a bigger picture and reflects the geopolitical dynamics in the Asia-Pacific region. Japan's unwillingness to sanction Russia was linked with the hope of solving Japan's longstanding abnormality - the territorial dispute over the Northern territories. Secondly, Japan's reluctance to punish Russia was driven by the idea to prevent Russia's international isolation due to China's rising economic and military power in the region. Finally, Japan hoped to engage Russia in the resolution of the North Korean missile crisis.

With its symbolic sanctions, Japan aimed to send multiple signals. As a G7 member, Japan sent a message to the international community to show that the country respects and abides by the rules and norms of international order. Secondly, the weak measures signaled to Moscow that the sanctions were undesirable and forced under the US pressure. Finally, Russia sanctions were used by Japan as a tool of deterrence for China.

This reasoning explains Japan's limited response towards Russia's wrongdoings in Ukraine. Despite publicly condemning the annexation of Crimea and the destabilization in Eastern Ukraine, Japan established a "2+2" programme with Russian foreign affairs and defence ministers and launched a comprehensive economic cooperation in the Far East. Instead of tough sanctions, Japan's weak response to Russia was balanced by generous economic and humanitarian aid to Ukraine. To stabilize economy and propel reforms, since 2014 Japan provided over \$2 billion assistance to Ukraine.

Japan's delicate balancing between the West and Russia could have negative implications for the US and EU sanctions unity. Japan's weak sanctions create useful loopholes, which Russian companies would be eager to exploit, especially in the energy sector. Secondly, it creates an image of disunity among the Western countries, which could be used in Russia's information war. Finally, Japan's weak sanction and its dependency on US alliance gives Russia a political leverage, which it can exploit in the territorial dispute negotiations.

部会5. 「保護する責任」の概念のフロンティアの拡大

日本の国連外交と規範の内面化—保護する責任を事例に—

政所大輔（神戸大学）

2015年9月8日、国連総会で開催された保護する責任に関する非公式相互対話において日本の吉川元偉国連大使は、日本が「保護する責任担当官」を任命し、「保護する責任フレンズ・グループ」に参加すると表明した。保護する責任とは、ジェノサイドや人道に対する罪といった深刻な人道危機からの市民の保護を国家と国際社会に求める規範であり、実施の手段として最終的には軍事的強制力の使用まで想定されている。このような保護する責任の規範を各国内に浸透させるとともに、国家間のネットワーク構築を通じて国際的な協力関係を推進する役割を担うのが、保護する責任担当官とフレンズ・グループである。日本は従来、外国に対する強制力の行使に慎重の立場から、保護する責任に対して積極的にかかわることを避けてきた。にもかかわらず、この相互対話の席で日本は、保護する責任を相当程度に内面化した—規範が当たり前さを獲得し公的に議論されなくなった—といってよい。以前は保護する責任の議論に参加することにすら消極的であった日本が、保護する責任を支持すると言明するだけでなく、より具体的な実施のプロセスに積極的に関与する姿勢を示すようになったのはなぜであろうか。

本報告は、日本が国連外交を通じて規範をどのように内面化するのかを、保護する責任を事例に分析する。日本の外交に関する研究はこれまで、日米や日中といった二国間に関するものがほとんどであり、多国間外交に焦点を当てたものは記述的、歴史的、あるいは時事的なものに限られてきた。後者のうち少数の分析的、理論的な研究は、日本が国連などにおいて特定の政策や規範を推進する主体的な役割を分析することに主眼があり、規範の内面化を説明することには関心を向けていない。本報告の事例に関しては、最終手段として軍事的強制力の使用までを含む保護する責任に日本が積極的にかかわる姿勢を示したことは、海外での軍事力の行使に憲法上の制約があり、かつ他国に対する強制措置の発動に慎重な方針を堅持してきた日本の事情に照らせば、経験的な直感に反するといえる。また、報告のなかで指摘するように、既存のメカニズムでは日本による保護する責任規範の内面化を十分に説明することが難しいため、理論的な知見や示唆を導出するうえで有用な事例である。事例分析を通して、日本が多国間外交のなかでどのように規範を内面化するのかについて、理論的、実証的な視座を提供することが本報告の目的である。

報告ではまず、国際規範の内面化を説明するための既存のメカニズムを概観し、先行研究で日本が事例としてどのように理解されてきたのかを整理した後に、これら既存のメカニズムでは日本による保護する責任規範の内面化を説明することが難しいことを示す。次に、日本が保護する責任に対する立場をどのように変化させ規範を内面化してきたのか、そのプロセスを分析し要因を特定したうえで、理論的な知見と示唆を明らかにする。結論として本報告は、日本による国際規範の内面化を説明するにあたっては、①複数の新たな規範間の関係・相互作用と、②外交実務家の役割に注目する必要があることを指摘する。

部会 5. 「保護する責任」の概念のフロンティアの拡大

非国家主体による無国籍の予防規範の推進—歴史的視点から—

秋山肇（日本学術振興会・国際基督教大学）

国籍の付与は、国民国家原則のもと、従来各国の専権事項であると考えられてきた。しかし国際社会においては、国籍に関する原則が生成されてきている。その一つが、無国籍の予防である。1930年国籍法抵触条約が部分的な無国籍の予防を規定し、1961年には無国籍の予防を包括的に規定した無国籍削減条約が採択された。また、国籍を人権として規定する条約も採択されており、無国籍の予防に一定の規範性があるといえることができる。本報告は、主に1900年ごろと2014年以降を扱い、国際的な無国籍の予防規範の生成における非国家主体の役割と、その含意を検討する。

国際社会において無国籍の予防の必要性を最初に認識したのは、19世紀終盤の国際法学者であった。国際法の専門家をメンバーとする万国国際法学会は1885年のケンブリッジ決議において、無国籍が予防されるべきであるとの原則を表明した。この理由として、国際法の実効性の担保が挙げられる。当時の国際法は国家のみを主体とみなしており、個人は主体と認められなかったため、国籍を有しない個人は国際法的に認識されえなかったのである。1920年代から、国際結婚の際に無国籍が発生する事例が各国政府により問題視され、部分的に無国籍の予防を規定する国籍法抵触条約が1930年に採択された。

無国籍の予防規範は、第二次世界大戦後の人権規範の発展もあり飛躍的な発展を遂げた。近年、無国籍の予防に関連し重要な役割を果たしているのが、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）本部である。UNHCR本部は強制移動や難民の発生予防を目的とし、無国籍の予防に関するマンデートを付与されており、特に2014年以降は無国籍の予防規範の推進に力を入れている。またUNHCRに呼応して、無国籍予防に積極的に取り組むNGOが増えている。その結果、無国籍削減条約の締約国が増え、無国籍の予防への国際的なコミットメントが高まっている。

上記の二事例は、国籍という国家の最も重要な事項についても、専門家や国際機関、NGOの非国家主体が関与し、無国籍の予防規範の発展に影響を与えていることを示している。ここで、無国籍の予防の含意を批判的に検討すべきである。UNHCRの取り組みから、無国籍の予防の人道性が評価されがちだが、19世紀終盤の歴史は、無国籍の予防が今日の国家体制を維持する機能があることを示唆している。無国籍を予防することは、グローバルな様々なアクターによるガバナンスではなく、国家の機能強化を志向していることを意味する。いずれかの国家が全ての個人の国民とすることで、国籍国による人権保障が期待されるだけでなく、当該国による国民の管理が可能となるのである。非国家主体に着目することで、多様なアクターが国家の正統性や実効性を強化している事が明らかになる。

部会 5. 「保護する責任」の概念のフロンティアの拡大

難民ガバナンスにおける「保護する責任」の実践—国家・市民社会の関係から—

中山裕美（東京外国語大学）

第二次世界大戦終結以降も幾度となく想定外の難民危機が発生したことで、国家の負担分担によって成立している難民ガバナンスは度々存続の危機に瀕してきた。それにもかかわらず、今日に至るまで難民問題を扱うグローバルなガバナンスが存続しているのは、ガバナンスそれ自体が自律的な発展を遂げてきたからに他ならない。特に、1990年代以降、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）がその機能を飛躍的に拡充させたこと、さらに市民社会（NGO など）がプレゼンスを拡大させたことは、国家中心のいわゆる難民レジームから多様なアクターによる難民ガバナンスへの変容を促し、1990年代に発生した多くの難民を保護することに寄与したといえる。

ところが、このわずか10年もの間に、国際社会は、難民ガバナンスの持続性を占う試金石となるシリア難民危機とロヒンギャ難民危機という未曾有の難民危機を、二度も経験することになった。すなわち、国家が難民受け入れに対して非協力的な場合に、難民を、誰が、どのように保護し、さらにどのように負担を分担するのか、という問題が改めて問われているのである。

本発表の目的は、難民ガバナンスにおける「保護する責任」の実践において市民社会（特にNGO）が有効に機能する条件について、ヨルダンとバングラデシュの事例を比較し、考察することである。難民の受け入れに関して、ヨルダンが65万人にのぼるシリア難民を受け入れているのに対し、バングラデシュがロヒンギャ難民の受け入れに難色を示していることは周知の事実である。ところが、難民政策に関して対極的な姿勢を見せる両国は、王立系NGOやイスラーム系NGOを擁するヨルダン、数千にのぼるNGOを擁するバングラデシュ共に、国内においてNGOが活発に活動しているという共通項を持つ。これらの事実は、国家の関与の消極化によって生じたガバナンスの綻びをNGOなど市民社会との連携強化によって修復してきた難民ガバナンスの発達史観の再考を促すものであるといえる。本発表は、二国の比較分析によって、活動における統制や資金規制などを通して構築される国家（政府）とNGOの関係性が、難民支援のためのNGOの活動にいかなる影響を与えるかを示すことを主たる内容とする。なお本発表は試論的なものにとどまることを、予めお断りしておきたい。

共通論題 2. ユーラシアの制度構築をめぐる考察（市民公開セッション）

欧州近隣政策（ENP）の波及と課題

蓮見雄（立教大学）

欧米とロシアの「無理解の壁」、「厄災をまねく誤解」は「あらゆる領域にわたっている」（パスカル・マルシャン著、太田佐絵子訳『地図で見るロシアハンドブック』原書房、2017年）。ウクライナ危機は、まさにその延長線上に生じた。

2004年、EUの東方拡大とほぼ同時に打ち出された欧州近隣政策（ENP）は、(1) NATOとEUに媒介される秩序とその安定投影を所与とし、(2) 冷戦後に自ずとリベラルな国際秩序が広がるとの楽観に基づき、(3) 拡大ツールを援用し、(a) 経済的利益（DCFTA、ENPI支援等）を示しながら、(b) 説得によって規範の受容（民主主義、法の支配等）を促し、EU加盟を前提とせず慎重に「友達の輪」を広げることを目指す政策だった。当初のENPは、joint ownershipやdifferentiationを強調し、個々の対象国の政治・経済的事情（と対ロシア関係）に配慮して柔軟な対応を取りうる、戦略的な「曖昧性」を組み込んでいたのである。

ところが、ENPが、EUの政策として組み込まれると、ユーロ導入や東方拡大の「成功」との過大評価された自己認識と当該国（特にウクライナ）に対する認識不足を背景として、政治的慎重さを欠いたまま、官僚主義的に政策が実施されていった。

グルジア紛争後に導入された、EUの東方パートナーシップ（EaP）は、ロシアが影響圏と認識する旧ソ連6カ国を対象とし、more for moreの原則に基づき積極的な関与を打ち出すものだった。EaPでは、differentiationが後景に退き、戦略的な「曖昧性」の有効性が低下している。グルジア紛争が、欧州周辺において、リベラルな国際秩序ではなく、むしろ古典的な地政学が表出した事例であることを考えれば、この時点でのEaP導入には疑問が残る。しかも、EaPを提案したのは、今や法の支配に抵触しているポーランドだった。また、2009年以降の度重なるユーロ危機は、上記(a)の魅力を下させ、(b)の誘因を弱めている。さらに、対ロシア経済制裁は、AIIBへの参加や人民元決済など、ロシアの中国への依存を助長している。中国の影響は、中央アジアだけでなく、16+1により中東欧にも及んでいる。

ウクライナ危機を踏まえ、2015年、EaPが再検討され、再びdifferentiationの重要性が確認され、慎重かつpragmaticに規範の受容を促していく方向性が示されていることは、評価できる。規範の受容という点において、ポーランドの極右政権とウクライナの混迷は、表裏一体の関係にある。(1) EU内の連帯と(2) EU外への規範の影響力とは補完関係にあり、いずれも、粘り強く現実的に規範の有効性を確保しうるかどうかにかかっているからである。これは、ENPの外に広がる世界のガバナンスに対するEUの影響力にも影響する。

共通論題 2. ユーラシアの制度構築をめぐる考察（市民公開セッション）

中国イニシアチブの発展過程：SCO と CICA の事例

平川幸子（早稲田大学）

今日、上海協力機構（SCO）とアジア相互協力信頼醸成措置会議（CICA）は、ユーラシアの地域秩序構築を担っていく代表的な制度機構だと見られている。これらは、もともとは、冷戦終焉後の「力の真空」地帯での国境画定、テロなど非伝統的安全保障管理の国際協力、地域安全保障問題への対話の強化などを目指す枠組みとして結成され、進化、発展してきた。

中国は、その創設初期（SCO の前身である上海ファイブは 1996 年、CICA は 1992 年に提唱）において、必ずしも主導的な役割を果たしたわけではない。ところが、今日ではこの二つの機構は、「習近平時代の大国外交」のプロジェクトである「一帯一路」と共振、連携しながら、実質的に中国主導の地域制度に変貌しつつあるように見える。特に 2014 年、CICA の議長国となった中国は、上海での会議で「アジア安全保障観」なる新概念を提唱した。そして、本来 2016 年までであった議長国任期を 2 年延長し、北京に本部を置く SCO との間で協力覚書やプロトコルを締結して、総合的な地域形成ビジョンと実践を自国のイニシアチブの下で統合しようとしている。

このような状況を踏まえて、本報告の主眼は 2 つある。第一に、90 年代以降、アジア地域で発展してきた地域協力・地域統合のトレンドに、むしろ後発的、受動的に参加した中国が、やがて米国不在の地域制度・枠組みに注力するようになり、積極的に主導的な地位に躍り出た過程とその背景を明らかにすることである。それは、パワーによる制度乗っ取りの「覇権安定論」なのか、あるいは制度自体が自立的に強靱化したと考えるべきだろうか。第二には、普遍主義への疑問、西洋型覇権秩序へのオルタナティブなど中国外交にたびたび見られる主張や規範が、SCO と CICA ではいかに提唱され実践が試みられているのかについて検証することである。これらの分析を通して、中国が主張するグローバル・ガバナンス改革の核心は何なのかを明らかにしたい。

共通論題 2. ユーラシアの制度構築をめぐる考察（市民公開セッション）

ロシア主導地域統合プロセスの制度的展開

湯浅剛（広島市立大学）

ロシアの主導するポスト・ソ連地域の統合プロセスは、軍事・安全保障と経済の分野に大別でき、それぞれ集団安全保障条約機構（CSTO）とユーラシア経済同盟（EAEU）という機構として体现されている。これらの機構の制度的展開は、加盟諸国の思惑が絡みあう複雑なプロセスであり、ロシアによる独壇場となっていない。

ソ連解体以後、ポスト・ソ連諸国の中でも、ロシア主導の統合プロセスに与する国々とそうでない国々は、明確に色分けされつつある。後者の国々については、そのときどきの政権の政策によって、ロシアとの二国間協力が進展することはあっても、地政学的条件などからロシア主導の統合プロセスへの参加は現実的ではない。また、前者の国々については、もしタジキスタンが近い将来 EAEU に加盟すれば、軍事・安全保障と経済の両分野での地理的範囲は重なることになる。

本報告では、以上のようなプロセスについて、特に 2010 年代の動向を中心に分析したい。プロセスの将来的な展望を考察するという趣旨からも、次の 3 点を主に論じたいと考えている。

第一は、CSTO と EAEU の制度的展開である。上述のような地理的範囲の変遷だけでなく、機構内の意思決定過程、運用の実態について、概要をまとめたい。

第二は、それぞれの機構の加盟国の、機構が打ち出す諸政策への姿勢である。加盟諸国は主権国家として行動しており、現状では、CSTO は集団防衛のため、また EAEU は域内の貿易・サービス・資本・労働力移動の自由化のための機構であり、欧州連合（EU）のような主権の移譲を志向する機構となっていない。カザフスタンのように、加盟国のなかには、EAEU はあくまでも「経済同盟」であって「政治同盟」化させない、という姿勢を固持している加盟国もある。

第三は、当該プロセスの域外の国々や、他のユーラシアにおける地域主義的な諸制度・構想との関係である。EU や NATO 諸国と、ロシア主導プロセスとの間には、地理的には「棲み分け」が成立しつつあるのかもしれない。ただし、せめぎ合いはバルト諸国、EU 当方パートナーシップ諸国の領域で続いている。また、プーチン政権は、自国主導の統合プロセスと中国の「一带一路」構想との親和性を強調しているが、その制度上の担保は確定されていない（報告者自身は、理念・構想に過ぎない「一带一路」に比べ、EAEU は国際機構としての「強さ」があるのではないかと考えている）。さらに、域外諸国との自由貿易協定（FTA）締結、ユーラシアにおける経済・流通回廊構想とも絡んで、ロシア主導の統合プロセスは、その加盟国の領域を超えた連携も視野に入れたものとなっている。